

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第58号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 4 (略)	附 則 4 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金 税額控除の特例)</u> 5 <u>条例附則第35項に規定する規則で定める放 棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に 対応するための国税関係法律の臨時特例に関 する法律（令和2年法律第25号）第5条第4 項に規定する指定行事の同条第1項に規定す る中止等により生じた同項に規定する入場料 金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とす る。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号、様式第4号（裏）及び様式第5号中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

様式第6号（裏）及び様式第6号の2中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）」を削る。

様式第7号（裏）、様式第7号の2（裏）、様式第7号の3、様式第8号、様式第9号（裏）及び様式第10号（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

様式第28号（裏）中

「 1 納付場所

2 更正又は決定による不足税額を納付する場合の延滞金

を

「 1 納付場所

2 更正又は決定による不足税額を納付する場合の延滞金

に、「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年4パーセントの割合を加算した割合。」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。」を加える。

様式第28号の2から様式第28号の4までの規定中

「 1 納入場所

2 更正又は決定による不足金額を納入する場合の延滞金

を

「 1 納入場所

2 更正又は決定による不足金額を納入する場合の延滞金

に、「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された

割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年4パーセントの割合を加算した割合。」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。」を加える。

様式第29号（裏）及び様式第30号（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年4パーセントの割合を加算した割合。」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。」を加える。

様式第31号（裏）及び様式第32号（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「（徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）」及び「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年4パーセントの割合を加算した割合。」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。」を加える。

様式第36号（裏）及び様式第36号の2（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年4パーセントの割合を加算した割合。」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。